

規程 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新規程	旧規程
第 9 条 (売買注文の 取消等)	<p>1. お客様が本システムを利用して弊社に指示された注文は、当該注文が約定されていない限り <u>(執行中を除く)</u>、お客様は当該注文を取消又は撤回すること（以下「取消等」といいます。）ができるものとします。かかる取消等は、弊社が取消等する旨の入力内容を受け付けた時点で効力を発生するものとし、効力発生までに注文の約定が行われた場合には、注文の約定が優先するものとします。</p> <p>2. お客様の注文は、約定前 <u>(執行中を除く)</u> かつ弊社が訂正を認める場合に限り、その内容を訂正できるものとします。</p>	<p>1. お客様が本システムを利用して弊社に指示された注文は、当該注文が約定されていない限り、お客様は当該注文を取消又は撤回すること（以下「取消等」といいます。）ができるものとします。かかる取消等は、弊社が取消等する旨の入力内容を受け付けた時点で効力を発生するものとし、効力発生までに注文の約定が行われた場合には、注文の約定が優先するものとします。</p> <p>2. お客様の注文は、約定前かつ弊社が訂正を認める場合に限り、その内容を訂正できるものとします。</p>